

後半の検討項目（イメージ）

1 事前調査における建材分析

（検討事項）

石綿障害予防規則第3条第2項に基づく建材中の石綿分析については、民間機関において様々な講習・研修や技能試験等の取組が行われており、大臣指針において、十分な経験及び必要な能力を有する者が行うよう推奨しているが、法令上、要件は定めてない。法令上、何らかの要件を定めてはどうか。

2 その他

（検討事項）

- ・ 施工管理を行う者等について、一定の石綿の知識を有すること等の要件を定めてはどうか。（例：計画届の参画者の要件）
- ・ 隔離作業場所からの石綿粉じんの漏洩の監視について、充実等見直しを行ってはどうか。
- ・ 隔離作業現場の隔離を解く際の措置について、充実等見直しを行ってはどうか。
- ・ 建築用仕上塗材の石綿障害予防規則上の取扱いについてどのようにするか。
- ・ 石綿含有成形板等（いわゆるレベル3）の除去等作業について、充実等見直しを行ってはどうか。（例：作業終了後の清掃、作業中の発散防止措置、届出）
- ・ その他